

災害等の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力協定書

広島県立文書館を甲とし、広島大学文書館を乙として、甲と乙は、災害等発生に伴う史・資料保護に関する相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害等の発生によって破損あるいはそのおそれのある史・資料を保護するにあたり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害等に適正かつ円滑に対処することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 災害等の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力は、次に掲げる内容とし、協力要請された甲又は乙は、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるよう努めるものとする。

- （1）災害情報等の共有
- （2）史・資料の保護に必要な人員の派遣
- （3）史・資料の保護に必要な資機材および物資の提供
- （4）史・資料の一時受け入れ・保管
- （5）史・資料の修復に対する技術的支援
- （6）その他必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 甲又は乙は、協力を要請する場合、前条に定める協力内容を明らかにして、口頭又は電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 前条の規定に基づいて協力した場合に要する次の費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。ただし、大規模災害発生時など、甲又は乙単独で費用負担が困難な場合は、別に甲乙が協議して定めるものとする。

- （1）協力要請を受けた甲又は乙が携行した資機材及び物資等を使用した場合の実費
- （2）前号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち協力要請を行った甲又は乙が必要と認めた経費

（補償等）

第5条 甲又は乙は、その所属する職員がこの協定に基づく業務のため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障がいの状態になった場合、業務従事者若しくは業務従事者の遺族又は被扶養者に対する損害補償について、各々の組織において労働（公務）災害補償に係る必要な手続きをとるものとする。

2 業務の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合又は資機材等に損害が生じた場合は、その事実発生後速やかにその状況を書面にまとめ、その処置については甲及び乙が協議して定めるものとする。

(研修等への相互参加)

第6条 甲及び乙は、平常時からこの協定に基づく災害対策を円滑に実施するため、相互に企画又は立案する研修等へ積極的に参画するものとする。

(第三者からの支援要請)

第7条 災害等の発生に伴う史・資料保護について、第三者から甲又は乙に支援の要請があった場合、甲又は乙はこの協定に基づいて乙又は甲に協力を依頼することができる。協力を依頼された乙又は甲は、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるよう努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、この期間は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成23年9月15日

甲 広島市中区千田町三丁目7番47号
広島県立文書館
館長 八津川 和義 印

乙 東広島市鏡山一丁目1番1号
広島大学文書館
館長 小池 聖一 印